

令和6年度 長楽保育園 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	宗教法人 長楽寺
所 在 地	大阪市阿倍野区阪南町3-42-7
電 話 番 号	06-6622-3089（お寺の電話番号です）
代表者氏名	理事長 田伏 公英

2 利用施設

施 設 の 種 類	保育所
施 設 の 名 称	長楽保育園
施 設 の 所 在 地	大阪市阿倍野区阪南町3-42-7
連 絡 先	電話番号 06-6622-3423 FAX 06-6624-7848
ホ ー ム ペ ー ジ	http://www.tyourakuhoiku.sakura.ne.jp
管 理 者	園長 田伏 普
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童
認 可 定 員 (実際に保育する最大人数)	0歳児 12人 1歳児 17人 2歳児 19人 3歳児 20人 4歳児 20人 5歳児 20人
利 用 定 員	満3歳以上の児童 53人 満1歳以上満3歳未満の児童 29人 満1歳未満の児童 8人
開 設 年 月 日	昭和28年 8月28日
事 業 所 番 号	2710051004218

3 施設の目的・運営方針

長楽保育園（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 「当園」は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の

下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。

- (3) 「当園」は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4 当園における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷 地		986.49 m ²
園 舎	構 造	鉄骨造 3 階建てのうち 1 階、 鉄骨造 2 階建てのうち 1 階、
	延べ面積	553.37 m ²
園 庭		地上園庭 277.49 m ²

(2) 主な設備

設備	部屋数	備 考
乳児室	1 室	ひよこ組（満 0 歳児クラス）
ほふく室	0 室	
保育室	5 室	りす組（満 1 歳児）、ぱんだ組（満 2 歳児）、うさぎ組（満 3 歳児）、きりん組（満 4 歳児）、ぞう組（満 5 歳児）について各 1 室
調理室	1 室	
トイレ	6 か所	園児用 2 か所、大人用 3 か所
沐浴室	2 か所	

5 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成 30 年 4 月 1 日厚労告 107）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

下記 8 に記載する時間において、保育を提供します。

(2) 外部講師

外部講師として 2 歳児～5 歳児（2 歳児は運動会後より）に月 3 回小山スポーツスクールの講師の先生に体操指導を、4・5 歳児に月 2 回大川ピアノ教室の先生に音楽指導をしていただいております。

(3) 送迎

送迎は保護者の方をお願いしております。駐輪は門の出入り口をあけるようお願いいたします。自転車の場合、園児さんにヘルメットの着用をお願いいたします。園前の駐車は短時間をお願いいたします。出来るだけ園舎側に駐車して下さい。駐禁取り締まりに来る場合もあります。送迎時に限り、長楽寺駐車場に駐車してもかまいませんが、長時間駐車された場合などは、駐車をお断りさせていただきます。送迎は小学 4 年生以上とさせていただきます。

6 職員の職種、員数及び職務の内容（栄養士については別掲）4月1日現在

職 種	職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
園長	園務をつかさどり、所属職員を監督	1	1		
副園長	園長を助け、命を受けて園務の一部を整理、園児の保育をつかさどる	1	1		
保育士	園児の保育を行う	24	18	6	
看護師	保健や看護について助言を行う	1	1		
調理員	給食・おやつを提供する。	4	2	2	栄養士と兼務
保育補助	保育士を補助する	3		3	

当園では、「大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年3月30日大阪市条例第49号。以下「条例」という。）」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員としてその基準を大きく上回るように、上記の職種の職員を配置しています。

<各職種の勤務体系>

職 種	勤務体系
園長	正規の勤務時間帯（7：30～19：00）
主任保育士	正規の勤務時間帯（7：30～18：00）
保育士	正規の勤務時間帯（7：00～19：00）
栄養士	正規の勤務時間帯（8：30～17：00）
調理員	正規の勤務時間帯（7：00～18：00）

※ ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

7 保育を提供する日（令和6年度）

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、年末年始期間の12月29日から1月3日及び祝祭日は休園となります。

以下の期間については保護者の方の同意をえて、休園とさせていただきます。

お盆期間の8月13日から17日、年末の12月28日、年始の1月4日

お盆期間・年末年始の前後が土曜日の場合、その日も休園とさせていただきます。

長楽寺彼岸法要日9月22日、3月22日

※ 今年度は日曜日土曜日ですが平日の場合も休園となります。

土曜日の園行事の際も保育はございません。

※ 令和6年度の土曜日の行事（予定）…

10月26日親子遠足、11月30日親子で作品作り&お店屋さんごっこ

2月8日・3月1日おゆうぎ会、3月15日卒園式

※ 土曜日の保育を利用の方は、毎月土曜日勤務証明書の提出をして下さい。

8 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時から18時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します。長楽保育園指定の長時間延長保育申請書を提出して下さい）。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、19時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途下記記載の利用料金負担が必要となります）。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時から16時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、7時から8時まで又は16時から19時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途下記記載の利用料金負担が必要となります）。

(3) 土曜日における保育時間

認定基準に関わらず、8時から17時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。第2土曜日は8時から16時までとなります。

9 食事の提供方法及び提供を行う日、アレルギー対応状況及び栄養士の配置状況

(1) 食事の提供方法

自園調理

(2) 食事の提供を行う日

保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
1歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
2歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
3歳児		11時30分頃	15時頃	
4歳児		11時30分頃	15時頃	
5歳児		11時30分頃	15時頃	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

- (3) アレルギー対応状況
 除去食及び代替食に対応
 食物アレルギー対応マニュアル有

(4) 栄養士の配置状況

職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
園児の栄養指導及び管理	3	2	1	

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご連絡ください。

10 利用料金

- (1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）
 支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。
- (2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等
 (1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。
 お支払方法については、別途お知らせします。

11 特別支援教育・障がい児保育の取組状況

地域社会の中で、障がいのあるこどもとないこどもが共に育ち合うことを基本的な考え方として障がい児保育を行っています。

12 利用の開始に関する事項

区保健福祉センターの利用調整に基づき当園に入所決定され支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。

13 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

- (1) 園児が小学校に就学したとき
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) 保育料や利用者負担金を3カ月以上滞納し、その後の督促にも応じず全額支払う意思がないとみなされたとき
- (4) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

14 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科

医療機関の名称	いのうえ小児科阪南クリニック
医院長名又は医師名	井上 彰子
所在地	大阪市阿倍野区阪南町4-2-20
電話番号	06-6626-3745

(2) 歯科

医療機関の名称	久保デンタルクリニック
医院長名又は医師名	久保 了大
所在地	大阪市阿倍野区昭和町1-21-25
電話番号	06-6654-4465

15 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、マニュアルに基づき必要に応じて病院を受診、若しくは消防に救急車搬送を依頼します。

また、ケガや事故には細心の注意を払っておりますが、集団生活ゆえの園児さん同士でのトラブルによるケガは起こりうることでありますので、そのことをご理解いただくようお願いします。

園児さんの故意によるケガ（噛みつき、ひっかきなど）は加害児童・被害児童、双方の保護者の方に伝達するようにさせていただいております。

16 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
防災設備	・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常警報装置 有 ・非常用電源 有 ・スプリンクラー 無 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。

17 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- (1) 年に1回職員に対して虐待防止研修を実施
- (2) 虐待防止マニュアルの作成、運用

18 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	・窓口担当者 田伏 普 ・ご利用時間 10:00～ 18:00 ・電話番号 06-6622-3423 E-mail afbmr104@bz04.plala.or.jp 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。
第三者委員	近藤 遼 電話番号 06-6761-1171 大阪市私立保育園連盟会長

※ 当園では、上記のほか、行事ごとに要望等に係るアンケートを実施して

おります。また、園運営に対しての要望も随時受け付けております。

19 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	賠償責任保険
保険の内容	施設管理者賠償
保険金額	1名最大1億円、1事故最大5億円

20 園児の利用状況（毎年度5月1日現在）

	令和5年度	令和4年度	令和3年度
0歳児	7人	8人	6人
1歳児	17人	17人	17人
2歳児	19人	19人	19人
3歳児	18人	20人	19人
4歳児	20人	19人	20人
5歳児	19人	20人	17人

21 第三者評価の受審、自己評価の実施状況

項 目	受審、実施状況	受審、実施結果
第三者評価受審状況	未受審	
自己評価の実施状況	毎年度実施	低評価の部分は改善に取り組んでいる

22 子ども・子育て支援法第39条第3項、第5項の規定により公表・公示された旨 なし

23 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の一階部分はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、 営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する 宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

別表

1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
母の会運営に係る費用	会員相互の福利厚生を図り、会の運営の為として	月額 500円
給食主食費	3歳児以上の給食主食費として	月額 500円
給食副食費	3歳児以上の給食副食費として	月額 4800円
オムツ利用料	園でオムツ使用時に徴収	月額 2500円
卒園記念品積立	5歳児の卒園記念品の積立として	月額 500円
災害共済掛金	日本スポーツ振興センターの災害共済掛金として	年額 200円
用品・写真代	用品・写真の実費として	別紙・ホームページ参照

2 時間外保育に係る利用者負担

午後6:01～6:20のお迎え1回につき200円、

午後6:21～6:40のお迎え1回につき300円、

午後6:41～7:00のお迎え1回につき400円

月額上限3500円です。

※ 午後7:01を過ぎる場合は別途300円（10分すぎるごとに300円を加算）を徴収させていただきます。

（月額上限も適用されません。万が一7:00を過ぎる場合は必ず園にご連絡ください）

土曜日等の4:00まで、5:00まで、6:00までの保育などの場合も同様に徴収させていただきます。

※ 保育短時間認定の方が午前8:00以前の登園、午後4:00以降のお迎えの場合も上記同様20分ごとに200円の利用料金を徴収させていただきます。月額上限も適用されません。基本的にそのような場合は区役所にて保育標準時間認定を受けていただくようお願いいたします。

※ 当園は、上記費用の支払を受けた場合は、領収袋またはおたよりノート、おたより帳に領収印を押します。

（別途領収証がご入り用の方はお申し付けください）